

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : J F Eエンジニアリング株式会社

業者の住所 : 神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1

2 指名停止の期間 : 令和4年3月14日～令和4年5月13日(2か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 九州沖縄地区

### 4 事実概要

当該業者の沖縄支店長代理が令和2年5月に竹富町発注の「竹富海底送水管更新工事」の指名競争入札について、竹富町長から最低入札価格を当該工事の下請会社の代表取締役を通じて入手し、公正な入札を妨害したとして令和4年2月13日に公契約関係競売入札妨害の容疑で沖縄県警に逮捕された。

### 5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第8号(下記参照)に該当する。

### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～7 省略	省略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においては発生地区に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から発生地区を対象として2か月以上12か月以内 発生外地区を対象として1か月以上12か月以内
9～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)